

令和7年度
生活支援体制整備事業における
介護予防広報誌制作業務
公募型プロポーザル企画提案説明書

令和7年4月
川崎市健康福祉局

1 件名

令和7年度生活支援体制整備事業における介護予防広報誌制作業務

2 委託内容

別添「仕様書」参照

(参考) 当該業務に関連する本市の考え方

①川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000076904.html>

②かわさきいきいき長寿プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-12-13-0-0-0-0-0-0.html>

③介護予防・生活支援のあり方検討会議 報告書（令和4年度）

※仕様書参考資料として添付

3 履行期限

令和8年3月31日（火）まで

4 契約方式

随意契約（公募型プロポーザル方式）

5 業務規模（予算上限額）

18,612,000円（消費税額及び地方消費税額抜き）

6 参加資格

- (1) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。
- (2) 3年以内に国又は地方公共団体から、本業務と関係性のある業務（地域資源情報の収集、広報媒体の制作、普及啓発に関する企画立案等の業務）を受託した実績があること。
- (3) この委託業務について、確実に履行できること。
- (4) 提案期日までの間、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (5) 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 川崎市の「令和7・8年度業務委託有資格業者名簿」において、「業種 その他」「種目 印刷物のデザイン」として掲載されている（または契約時に掲載見込みである）こと。

7 手続日程（予定）

内 容	実施主体	日 程
公募開始 (参加意向申出書の配布開始)	市	令和7年4月24日(木)から
参加意向申出書等の受付	提案者→市	令和7年5月14日(水)まで
参加資格確認審査結果の通知	市→提案者	令和7年5月16日(金)まで
質問書の受付	提案者→市	令和7年5月16日(金)まで
質問書への回答	市→提案者	令和7年5月21日(水)まで
提案書等の提出	提案者→市	令和7年5月26日(月)まで
プレゼンテーションの実施、 選定審査委員会	提案者	令和7年6月2日(月)午後(予定)
選定結果通知	市→提案者	選定審査委員会終了後、行政内部手続き完了後通知する。 ※令和7年6月中旬を予定
契約締結		令和7年6月中旬又は下旬を予定
業務開始		契約締結日から

8 提出書類一覧

提出時期		提出書類名	部数
①参加意向申出書提出時 令和7年5月14日(水)まで	1	参加意向申出書(様式1)	1部
	2	実績表(様式2)	1部
	3	実績を証する書類(契約書の写し、補助事業の決定通知の写し等)	1部
	4	コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式3)	1部
	5	誓約書(様式4)	1部
②質問書提出時 令和7年5月16日(金)まで	1	質問書(様式5)	1部
③提案書提出時 令和7年5月26日(月)まで	1	提案書(任意様式) ※提案を補足するデータ等が必要な場合は参考資料を添付可能(任意様式)	10部 (正本1部 副本9部)
	2	見積書(任意様式)	1部

9 参加資格の確認

提案参加希望者は、公募期間内に参加意向申出書を提出する。様式が指定されている提出書類については、本市ホームページからダウンロードすること。なお、やむを得ずダウンロードができない場合は、事務局（提出場所と同じ）まで連絡すること。

また、期限までに提出しない業者及び提案参加資格がないと認められた業者は、提案に参加することができない。

(1) 参加意向申出書等の受付期間

令和7年4月24日（木）から5月14日（水）まで
午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで

(2) 提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎12階
事務局：川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 ケアシステム担当 中村・土肥
電話：044-200-0479 FAX：044-200-3926

(3) 提出書類

8①のとおり

(4) 提出方法

郵送又は持参
※持参の場合は、事前に電話連絡すること
※郵送の場合は、提出期間内に必着

(5) 提案参加資格審査確認

提案参加資格の審査結果は、参加意向申出書を提出したすべての業者に対して、文書にて、令和7年5月16日（金）までに通知する。

10 質問書の提出

(1) 質問受付期間

令和7年4月25日（金）午前9時から5月16日（金）午後5時まで

(2) 質問受付方法

質問書様式（様式5）を本市ホームページからダウンロードした上で、質問内容を入力し、次のアドレスに電子メールにて提出すること。

電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp

電子メールの件名を「令和7年度生活支援体制整備事業における介護予防広報誌制作業務に関する質問書」とすること。

なお、やむを得ず様式をダウンロードができない場合は、事務局まで連絡すること

(3) 回答方法

市は、すべての質問について、令和7年5月21日（水）までに回答を行う。

1.1 提案書等の作成

(1) 提案書の作成

提案書については、次表の①～⑥の項目について、A4片面（横向き）・25枚以内で、分かりやすく作成すること。（様式任意、フォントサイズは自由）

なお、記載順等については、必ずしも表の並びに倣う必要はない。

基本事項	①	会社概要	名称、設立年月日、従業員数、主な事業内容及び企業方針・企業理念について記載すること。
業務実績	②	業務実績	3年以内に国又は地方公共団体から受託した、本業務と同様の業務（地域資源情報の収集、広報媒体の制作、普及啓発に関する企画立案等の業務）における発注者等（省庁名や地方公共団体名等）・業務名・業務内容・受託期間、履行にあたり工夫した点を記載すること。業務実績が複数ある場合は、最大で3つまで記載すること。
企画提案	④	③ 基本的な考え方	虚弱・要支援高齢者及びその家族の状態像と本市における地域包括ケアシステムの構築を踏まえ、介護予防に資する広報媒体の作成コンセプトを記載すること。
		④ 広報媒体の作成	主に虚弱または要支援高齢者が、閉じこもりを予防又は閉じこもり状態を解消し、地域での活動・参加を継続できるような民間サービスや地域資源の掲載方法、対象者が積極的に手に取りたくなるような広報媒体の編集方法、区ごとの特徴をアピールできるような誌面の構成案を記載すること。 （12ページ～20ページ程度、掲載候補となる物件一覧については市より提供予定）
			市の提供する各種サービスの利用の流れや手続きをわかりやすく説明できるような工夫を記載すること。（4ページ程度、記載内容は概ね3区共通）
④ 広報媒体の作成	制作に係るスケジュール案及び、取材・編集方法を記載すること。		
運営体制	⑤	運営体制	本業務の実施に係る責任者や研究員等の人員体制を記載すること。

(2) 見積書の作成

金額は消費税及び地方消費税抜きで算出し、単位を円で記載すること。

提案上限額は、総額18,612,000円とする。(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 作成における注意事項等

- ① 提案書には表紙をつけ、表題、会社名、代表者職氏名、提出年月日を記載すること。
- ② 提案書及び参考資料の様式は、全てA4横版とすること。
- ③ 提案書及び参考資料は、提案書提出時に紙媒体に加え電子媒体でも提供すること
(次の電子メールアドレス宛て送付も可能)。
電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp
- ④ 提案書(正本)の表紙及び見積書には、実印(代表者印)を押印すること。
- ⑤ 見積書は提案書に含めず、別途提出すること。

(4) その他注意事項等

- ① 見積書の見積金額が、提案上限額を超過する際は、失格とする。
- ② 参加資格を与えられた者で、提案への参加を辞退する者は、相応の理由を記載した
辞退届を提出日までに提出すること。様式は任意とする。
- ③ 提案書等作成に伴う費用は、提案参加業者の負担とする。また、提案書等の提出書
類の著作権は、提案参加業者に帰属する。

1.2 提案書等の提出日時及び場所等

(1) 提出日時

令和7年5月26日(月)午後5時まで

※土日・祝日を除く

(2) 提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎12階

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 ケアシステム担当

(3) 提出書類

8③のとおり

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)

※持参の場合は、事前に電話連絡すること

※郵送の場合は、提出期間内に必着

(5) 注意事項

提案書等の差替え及び再提出は、原則として認めない。ただし、記載内容に不備があり、市側で追記等を求める場合、当該部分に限り認める。また、提出された書類は一切返却しない。

1 3 プレゼンテーションの実施

提案参加業者は、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 開催日時及び開催場所

令和7年6月2日(月)午後(予定)

※プレゼンテーションの開催時間及び開催場所については、提案参加業者に別途通知する。なお、プレゼンテーションに出席する者は、最大3名までとする。

(2) プレゼンテーション内容

提出した提案書に基づき、原則として本業務の実施責任者及び担当する者がプレゼンテーション及び質疑応答を実施するものとする。プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分以内とし、説明の際、プロジェクターの使用は不可とする。

1 4 選定審査委員会の開催

(1) 審査及び決定

委託業者の選定に当たっては、選定審査委員会を実施する。

企画提案の評価は、あらかじめ定めた選定評価基準を基に項目ごとに数値化して採点する。詳細は、「生活支援体制整備事業における介護予防広報誌等制作業務・受託予定者の選定基準」を参照のこと。

(2) 通知方法

審査結果については、書面にて通知する。

1 5 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とする。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入すること。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 契約条項の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報」の契約関係規定において閲覧することができる。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

1 6 その他

契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1.7 担当部署

書類の提出、問い合わせ先は次のとおり。

部署名	健康福祉局地域包括ケア推進室
所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎12階
電話番号	044-200-0479
電子メール	40keasui@city.kawasaki.jp
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 (閉庁日及び正午～午後1時を除く)